

平成19年度奄美地域の自然資源の保全・活用方策検討調査 検討会設置要綱

(目的)

第1条 鹿児島県奄美群島は、世界自然遺産の登録基準を満たす可能性が高い地域として選定され、国立公園の指定も視野に入れたより詳細な評価を行う必要があるとの提言を受けている。これらの経緯を踏まえ、当該地域において保全・活用すべき景観・自然資源の保全・活用方策等について、国立公園の指定を視野に入れた検討を行う上で必要な助言を得るため、学識経験者等による「奄美地域の自然資源の保全・活用方策検討会」(以下「検討会」という。)を設置する。

(構成)

第2条 検討会は、別紙の者(検討委員)をもって構成する。

(運営)

第3条 検討会は、事務局が招集し、座長が議事進行を行う。

2 座長は、事務局からの指名により選出する。

3 事務局は、必要に応じて、委員以外の学識経験者等に対し、オブザーバーとして検討会への出席を求めることができる。

4 委員は、自らが委員会に出席できない場合、自らの代理として、あらかじめ事務局に通知した上で学識経験者等を出席させることができる。

5 検討会は、原則として公開とし、議事については議事要旨を公開するものとし、公開に先立って出席委員の了解を得る。なお、資料についても原則公開とするが、希少種の生育位置情報を含むなど、公開することが不適切なものについては事務局の判断で非公開にできる。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、九州地方環境事務所那覇自然環境事務所及び株式会社プレック研究所によって構成し、対外的な窓口は九州地方環境事務所那覇自然環境事務所が務め、検討会の運営、手続き、事務処理等については株式会社プレック研究所が行う。

(その他)

第6条 上記に定めのない事項で、委員会の運営に必要なものについては、別に定める。

(附則)

この要綱は、平成20年 3月17日から施行する。

(別紙) 検討委員

遠藤 日雄	鹿児島大学農学部教授 (森林管理)
小野寺 浩	鹿児島大学特任教授 (保全計画)
木部 暢子	鹿児島大学法文学部教授 (文化)
清水 慎一	株式会社 JTB 常務取締役 (観光)
田川 日出夫	鹿児島大学名誉教授 (森林生態)
田淵 英樹	岩崎産業株式会社 資産管理部長 (林業)
中野 実	鹿児島県大島支庁長 (離島行政)
中山 清美	奄美市歴史民俗資料館長 (地域の歴史と考古学)
服部 正策	東京大学附属医科学研究所奄美病害動物研究施設准教授 (動物)

(五十音順)